

## 消防団情報閲覧コーナー掲載情報

令和6年4月1日現在

都道府県名	群馬県		所在地	〒	376-0027										
市区町村名	桐生市			群馬県桐生市元宿町13番38号											
消防団名	桐生市消防団														
消防団事務所管	桐生市消防本部 総務課 庶務係														
電話番号（直通）	0277-47-1701		FAX	0277-46-4666											
分団数	26	分団	定員	598	名	機能別団員数	50	名							
			実員	496	名	女性団員数	13	名							
メールアドレス	fd-somu@city.kiryu.lg.jp														
ホームページURL	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/anzen/shobo/index.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/anzen/shobo/index.html</a>														
SNSアカウント	なし														

### ■活動状況（平時・災害時）

平時	災害対応のための訓練、消防車両や資機材の点検のほか、火災予防ちらしの配布や防火広報を行っています。
災害時	消火活動：火災発生時、消防隊員と協力して消火活動や近隣住民の避難誘導の実施。 水防活動：台風等により増水した河川の警戒巡視や避難情報発令時の避難誘導広報。 また、土のう等の資機材を利用した水防工法の実施。 救助活動：河川等での行方不明者の捜索、震災による倒壊建物の検索救助。

### ■消防団への入団条件・方法、入団の促進・PR等

入団条件 ・ 方法	○桐生市消防本部総務課までお問い合わせください。 なお、入団要件は下記のとおりです。 ・桐生市消防団の区域内に居住し、勤務し、または通学する方 ・年齢が18歳以上の方 ・心身ともに健康な方
-----------------	--

### ■機関誌「日本消防」への掲載状況（過去5年以内に掲載されたもの）

掲載 状況	掲載なし。
----------	-------

■その他の活動情報、取り組み等（年間行事、活動写真、入団の促進、PR 等がありましたら自由に記載してください）

▽入団の促進

○機能別消防団員制度

桐生市消防団では、地域の方々が消防団活動に参加しやすい環境を作るため、基本消防団員に加え、機能別消防団員制度を導入しています。

機能別消防団員は、消防団活動の一層の充実を図ることを目的としており、特定の消防団活動や特定の役割のみに従事する消防団員のことです。

○学生消防団活動認証制度

大学、大学院、又は専門学校に在学しながら、消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生団員について、その功績を認証する制度を導入しています。

消防団への入団促進及び就職活動支援を目的としており、認証された学生団員には、認証状、証明書が交付されます。

○消防団員自動車運転免許取得補助金制度

消防団活動の円滑な遂行及び機関員の育成のため、消防団車両の運転に必要な免許取得に要する経費の2分の1(上限10万円)を補助する制度を導入しています。